

医療費控除

対象は10万円以上とは限らない 家族の医療費も合算を

納税者が本人や家族のために支払った医療費が一定額を超える場合は、「医療費控除」として確定申告の際に所得から差し引くことができます。



医療費控除の内容

前年(1月1日～12月31日)に支払った医療費自己負担額の総額(世帯合算)が、「10万円」または「所得金額の5%」(どちらか少ない額)を超えた場合、最高200万円までの医療費控除が受けられます。

医療費控除の対象となる額の計算方法



医療費が10万円以下でも対象になることがあります。例えば、収入が、年210万円の公的年金だけの高齢者の場合、公的年金控除後の所得金額は100万円となり、その5%である5万円を超えた分が対象になります。

医療費控除の対象となる額の計算例

収入:公的年金のみ210万円 医療費8万円の場合

8万円(1年間の医療費) - 0円(保険金などの補填額) - 5万円(所得金額100万円の5%) = 3万円

家族の医療費も合算できます

納税者本人の医療費だけでなく、同一生計の親族(扶養親族でなくても、仕送りでもよい)のために支払った医療費も対象になります。医療費控除は、支払った税金の還付を受ける制度のため、非課税の人は対象になりません。税金(所得税・住民税)を支払っている人が、家族の医療費も合算して申告しましょう。

利用方法

申告用紙、源泉徴収票、印鑑、医療費の領収書等を持って、管轄の税務署で申告します。郵送でも申告できます。年中(土・日・祝日は除く)いつでも受け付けています。なお、5年前までさかのぼって申告できる場合があります。

「医療保険者からの医療費通知書(自己負担額の記載があるもの)」、または「医療費控除の明細書」を提出。5年間は領収書(医療費通知を添付したもの)の保管が必要。

表1 医療費控除の対象となるものの例

- 医師・歯科医師による診療費・医療費(不妊治療、インプラント、子どもの歯の矯正など保険外診療も可)、入院費(高額な室料差額は不可)、入院の食事代
- 医師の診療を受けるための通院交通費(タクシー代はやむを得ない場合のみ)
- 出産に伴う費用(妊娠健診、通院交通費、入院の食事代を含む)
- 介護保険の医療系居宅サービス(訪問看護・デイケアなど)、医療系サービスと併用される福祉系居宅サービス(家事援助を除く訪問介護・デイサービスなど)の利用料
- 介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)の利用料・食費・居住費(特別養護老人ホームは費用の半額)
- 弱視や斜視、白内障の術後など治療上必要な眼鏡の購入費用
- 治療のためのはり・きゅう、マッサージ、柔道整復などの施術費
- 薬局で購入した薬代 ● 療養上の世話のために家政婦などに支払う費用
- 寝たきりの人のおむつ代(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要)

表2 医療費控除の対象とならないものの例

- 人間ドック・健康診断費用 ● 通院のための自家用車のガソリン代、駐車代
- 診断書料 ● 美容整形、予防接種代

セルフメディケーション税制も選択できます!

12,000円以上の対象医薬品を購入した場合、「セルフメディケーション税制」(通常の医療費控除と同時利用は不可)を受けられます。

- ・薬局のレシートに税制対象商品である旨の表示があります。
- ・「健康の保持増進及び疾病の予防の一定の取組(健康診査・予防接種など)」を行っている人が対象です。